

平成 20 年 3 月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 20 年 3 月 4 日 (火)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成20年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会]

平成20年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第 82号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
日程第2 議案第 83号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第3 議案第 84号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第4 議案第 85号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
日程第5 議案第 86号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第6 議案第 87号 太宰府市立都水城共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第7 議案第 88号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第8 議案第 89号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第9 議案第 90号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第10 議案第 91号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第11 議案第 92号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第12 議案第 93号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第13 議案第 94号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第14 議案第 95号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
日程第15 議案第 96号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
日程第16 議案第 97号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
日程第17 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を公開する条例について
日程第18 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
日程第20 発議第 3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	清水章一	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	武藤哲志	議員	委員	佐伯修	議員
〃	門田直樹	議員	〃	渡邊美穂	議員
〃	長谷川公成	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	石橋正直	協働のまち 推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	教育部長	松田幸夫
議会事務局長	白石純一	会計管理者	古川泰博
監査委員事務局長	木村洋	健康福祉部長	松永栄人
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	轟満	協働のまち推進課長	大藪勝一
税務課長	宮原仁	納税課長	児島春海
教務課長	井上和雄	学校教育課長	松島健二
生涯学習課長	藤幸二郎	中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重
文化財課長	齋藤廣之	会計課長	和田有司
議事課長	田中利雄	国保年金課長	木村裕子

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 花田敏浩

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さんおはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員の皆さんへ、本日6名の傍聴許可をいたしておりますのでご報告を申し上げます。

次に傍聴される皆様には、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。

また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うことがありますのでご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、規約の制定1件、条例の改正7件、補正予算1件、継続審査分の発議1件です。

審査の順序はお手元に配布しております日程の順とします。

それでは議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 議案第10号についてご説明をさせていただきます。この規約につきましては、昭和47年4月から筑紫野市と事務の協定を行っておるところでございます。今回の改正につきましては学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う変更、及び教育事務を行う対象地区の名称変更並びに筑紫野市との規定内容を統一にするため教育事務委託に関する規約を全部改正することを筑紫野市と協議することについて審議をお願いするものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。こちらの方でご説明させていただきます。まず主な改正点でございますが、全条に、見出し、これは第何条と書いてある部分の前にカッコ書きで書いている部分でございますが、この見出しを付けて分かりやすくいたしております。次に第1条では根拠法の改正に伴う条ずれ、この場合は繰り下げになっておりますが、それと筑紫野市の対象地区の名称が住居表示によりまして、大字杉塚の一部が杉塚六丁目及び七丁目に変更したことによる改正、第2条では事務の簡素化を行うための改正、第3条から第5条につきましては文書を明確にし、文言の整理を行っておるところでございます。なお、この規約につきましては公布の日から施行するようにしているところでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第10号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 昭和41年から当然、水城西小学校に杉塚地域がありまして、そういう部分の報告を受けておりまして、一つは筑紫野市との境界の関係では高雄地区に池の上に太宰府市と筑紫野市との関係がありますし、それから梅ヶ丘、ここも太宰府市と筑紫野市がありますし、それから都府楼団地の関係もありますが、現在隣接するところで筑紫野市との学齢児童の児童と生徒の教育事務委託の関係で学校はどこに受け入れているのか、その児童生徒数をまず報告いただきたいというのが一点です。それから当然第1条の中で今、就学援助制度に関する事務を除くというふうにあります、当然就学援助を受けておれば教育委員会としては受け入れ先の児童生徒のそういう把握を行うのかどうかは第二点です。それから第3条ですが、以前資料をいただきまして、児童生徒数によって国の交付税基準があります。だいたい一人の児童、生徒を受け入れた場合ですが、そういう交付税の算定に用いる単価ですね、この第3条にあります単価ですが、だいたい一人の児童を受けると基準はいくらで、そして児童、生徒の単価はどのくらいで、精算を当該年度の終了時に行うのかどうか、この辺をまず説明を受けたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず受け入れについてでございます。小学校については水城西小学校でございます。中学校については学業院中学校でございます。次に人数でございますが、小学校につきましては費用単価につきましては平均、年間で平成18年度ベースになります、9万470円、中学校につきましては9万5,470円でございます。これ平成18年度ベースでございます。それと人数でございますが、小学校につきましては年度中との出入りというのは当然でございますが、平成18年度ベースで申しますと小学校につきましては30人、中学校につきましては20人でございます。前後して申し訳ありませんが、これの総費用でございます、平成18年度ベースになります、小学校につきましては262万6千円ほど、中学校でございますが、156万7千円ということになっております。それで就学援助につきましては筑紫地区で統一しております、それぞれ住居のあるところで就学援助については行うという形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず就学援助に関する事務を除くとありますが、当然修学旅行があったり、小学校では給食があるんですが、そういうPTAの会費、それから給食費、修学旅行の積立、こういう部分についての援助に関する事務を除くと、当然就学援助はその自治体で受けるわけですけど、学校としては学校長がどのように筑紫野市と協議を行って対応されているのか

が分かれば補足説明を受けたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 就学援助につきましては、当然、当該市町村の分については当該市町村で現在行っておりますので、学校長から、申請があれば学校長が受付をし、筑紫野市側の方にそういうふうな申請を行っているというふうに理解をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは今、小学校30人、中学校が20人という形で報告を受けて、金額的なものも少なくとも大きな金額ですが、こういう児童生徒の金額については歳入面では筑紫野市分として明記はされておりましたかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この教育事務委託につきましては協定を結んでいるのが太宰府市におきましては現在、宇美町と筑紫野市でございます。それで宇美町につきましては現在受入れを行っていないという状況でございますので、歳入として見込んでいるのは筑紫野市分だけでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、筑紫野市分として歳入の中で教育費雑入に入れているのか、それとも歳入の項目の中に今言われたように一人当たりの単価が小学生9万470円、中学生が9万5,470円の歳入としては、筑紫野市分として、こういう50名の児童生徒分は歳入としてどこに入れているのかという問題です。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） すいません。調べて後ほど報告をさせていただきます。

それで、一つ訂正をさせていただきたいのですが、先ほど児童生徒の人数につきましては間違いまして平成19年度の見込みでお話をさせていただいておりましたので、先ほど来金額、そういうものにつきましては平成18年度ベースで全部お話をさせていただいておりますので、平成18年ベースの人数で訂正をさせていただきたいと思います。したがいまして、小学校が33名、中学校が16名でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 第2条なんですけど、今まで3回に分けて支払うものとするで、4月、9月、及び1月だったんですけど、今年年に2回なんですけど、これ何月と何月ですかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 10月と3月を予定いたしております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私二日市中学校におったんですが、北杉塚ですかねここは、友達なんか

もおって通ってきていたんですが、ここの生徒が学業院中学校とか太宰府西中学校、水城西小学校に行くということで、やっぱりそこで友人作って成長していくわけですね。そうすると、成人式なんかでは懐かしいなということになるんだけど、成人式は当然筑紫野市ですよ、まず一点、だから別ですよ、その辺のことなんかもあるし、そもそも該当の地域に関して意識調査といいますか、望むのか望まないのかということをしてきたのかということと、それともし望まなかったら今までどおり二日市中学校に通いたいとか希望があったらどうされるのか、その辺のことをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先ほど申しましたようにこの委託料については昭和47年から結んでおります。子どもさんの気持ちと言いますか、望んでいるのか、望んでいないのかというご質問でございますが、この辺のアンケート調査、意向調査を取っているというのは聞いたことがございません。あと、子どもさんが指定された学校に行きたくないという話でございますが、そういう話につきましては基本的には両市でこういうふうな指定学校という形を取らせていただいておりますので、事務委託をとって指定学校という通知を行いますので、基本的にはこの指定した学校に通学していただくという考え方をもっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 成人式は。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 成人式なんかは市で別々ということですよ。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 成人式につきましては住民登録の有無に関わらず、ご希望されれば柔軟に受付、対応しているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今の関連があると思いますが、杉塚の子どもさんたちが中学校と小学校かいてるんですが、その中で今現在、子ども育成連合会、要するに地域の子ども会ですよ、子ども会が太宰府の方に入会したいということがありまして、太宰府市の水城小学校の方と活動を共にしているんですけども、そこで補助金の関係に絡んでくる場合があるわけなんですよ。結局、子ども育成連合会の中の筑紫野市の負担額というのがあるんですけども、皆さん方は好意で同じ地域に住んでいるから、やっぱり水城小学校の子どもさんたちと同じ活動がしたいと、だから筑紫野市の方に入っていたんだけど、ここに加入したいということが数年前に起きました。そういうところの学校教育と地域の今の生涯学習ですかね、社会教育ですかね、との連携はどのように図られているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 自治会単位でありますと、その辺柔軟に対応されているという情報は把握しておりますが、市をまたいでの部分についてはちょっと情報は得ておりません。申

し訳ありません。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） そういう地域の事情もありますので、その辺も含めたところで、子ども会とか、今アンビシャスとかありますので、そういうところも含んだところで一応認識だけは、情報だけは集めておいてほしいと思いますので要望いたしておきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 先ほどの説明では宇美町も協定を結んでいるということですが、今度の場合は筑紫野市との協定が改正されるということですが、宇美町の方はどうされるのか、児童生徒がないから放っておくということなのか、その辺の宇美町のことに関してどのようにされるのか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 宇美町につきましては今回の学校教育法の改正に伴いまして条ずれが行われるわけですが、これについて、その部分だけ現在受入れをしておりませんので、その箇所だけの修正につきましては県の地方課に照会をいたしましたところ、条ずれについては一応事務的なことであるので議会の議決を要しないということになりましたので、条ずれの訂正のみ行い、今後事務委託についてどうするかという協議を今後行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 昭和50年くらいの時に四王寺の上から子どもたちが、ちょうど福岡県民の森のところの先の方に一つの区がありまして、その児童が太宰府小学校まで元気に通っていて、そういう報告を受けておったんですね。帰りの交通安全対策はどうなのかということで当時の陶山教育長も、いや子どもたちはなかなか元気ですということで、その後昭和50年から60年くらいまではきておりましたが、現在宇美町からの受入れは今はないと聞いておりますが、協定だけはまだ残っておって、今後宇美町からの児童の受入れはあるのかなのか、もう何年か前から小学生の受入れはないと聞いておりますが、その辺の経過はどうですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 年数は不明確でございますが、あっておりません。この規約について、宇美町の事務担当レベルとの話の中ではちょっとまだ存続してほしいということでございましたので、このままの状態にいたしておりますが、今後の見通しを含めまして協議を行ってほしいというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、さっき話したように太宰府の広い範囲で、本当にここが太宰府市なのかというところが何箇所もあるんですね。高雄の少し先のところにこの頃新幹線の土砂を

盛って池を埋めたその上が十五、六世帯くらい、白藤脳神経外科の近くですか、あそこが太宰府市になっていると、それから梅ヶ丘も給水協定で同じ団地の中で全く二つに分かれていると。水道は筑紫野市から受けて、同じ行政区内に、都府楼団地もそうなんです、現在のところはもう水城西小学校だけで、他のところについては本当に太宰府の南小学校の方が近いような状況もあるんですね。そういう部分については協定はもうあくまでも水城西小学校と学業院中学校だけで、杉塚地域だけをという形の協議になっているのかどうか、広げる考え方は太宰府市としてはないということで受け止めていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現時点におきましては杉塚部分についてというふうに協定を結んでおりますが、その他については筑紫野市との動き、そういったもの今のところありませんので、現状のままで考えていきたいというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと委員長にお願いしたいのは、採決する前にこの金額が当初予算のどこに入っているのか説明がほしいんですが、歳入の49ページに教育費雑入として341万6千円計上されておりますが、決算では相当大きな金額になるんですね、今言われた341万6千円の教育費雑入として入れているのか、受入れはどういうふうになっているのか、平成19年度当初予算は骨格予算でしたのであれなんです、採決にあたってはやはり歳入項目を明らかにしていただかないことにはね。平成19年度の当初予算が骨格予算であったために当初に上げてなくて、その後補正も上がっておりますが、補正の中に入っているのかも含めて報告を受けたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） すいません。平成20年度予算書の中でご説明させていただきたいと思いますが、これにつきましては12款2項3目の教育費負担金がございます。28、29ページでございます。その中の節といたしまして小学校負担金と中学校負担金がございます。この中でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 382万6千円の中に小学校と中学校の使用料というふうに入れているわけ。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） すいませんが、今説明したのは平成20年度予算書で説明させていただきましたので、平成20年度予算書の28、29ページでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この生徒受託料というふうに小学校と中学校の児童受託料、生徒受託料として計上しているということになるわけですね。

はい分かりました。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第10号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第10号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時24分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第2、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第13号、太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は外国へ出張の場合について現在、支度料を規定としてもっております。支度料は国家公務員の例に準じまして、一回につき3万円、日数が7日以内の場合はその半額ということでこれまで支給をしておりましたが、本年の1月から福岡県におきましても一律に支給するのは社会情勢にそぐわないということで福岡県も廃止をいたしました。そういうことから太宰府市におきましても合わせて今回改正をお願い申し上げるものでございます。合わせまして新旧対照表、こちらの方でいきますと、第4条の時間的余裕がないという場合の「いとま」という言葉を「時間的余裕」ということで文言修正、及び「支度料」を削り、合わせまして宿泊の場合の宿泊費を定額で支給するということを行ってございましたけれども現実には定額の範囲の中で実費支給ということでこれまでも支給しておりましたので、そういうことに合わせまして以上三点の改正を今回お願いするものでございます。

なお、支度料につきまして、これまでの例といたしましては、平成18年度に扶餘の百済文化祭に職員5名が訪問団として行きまして、1万5千円の5名、7万5千円というのがこれまでの例でございます。またその2年前の平成16年度にも1万5千円の5名、7万5千円というこ

とでこれまでの例はございます。それ以外には支度料としては支給をいたしておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第13号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この支度料の廃止については、財政厳しい中ですからそれはそれとして評価いたしますが、当然今年度の予算で太宰府市として姉妹都市大変古い歴史、大宰府政庁の関係がありまして、韓国の扶餘邑、耶馬溪町、それから奈良市と姉妹都市、友好都市を結んでおりますが、もし、海外に行った場合、ここの中に出てくる食事をしないといけません、食事が海外に行って、さっき出ました旅費、雑費、外国旅行への出張に伴う雑費については実費額により支給するとありますが、当然、海外に行った場合については食事をせざるを得ませんが、この雑費というのがどうなのかどうか、それから海外に出るには入国、出国審査書類とか、自分で書ければ問題ありませんが、そういう費用的なものもそういう旅行に当たって、旅行会社をお願いするという状況がありますが、そういう入国、出国するための税関審査からそういう諸費用の関係、この部分で30周年を迎えるに当たって、向こうでの滞在中の食事、朝昼晩とありますが、こういう場合2,200円で足りるのかどうか、その辺について説明をいただきたい。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村基治） 今、武藤委員さんおっしゃいましたように外国旅行、外国出張する場合の考え方、スタイルが二つあると思います。一つは自分でチケットを買って自分でパスポート及びビザ等申請し、自分で行く場合、もう一つは団体行動等する場合はこれまでの例として旅行社を通しております。旅行社のほうに5人分なら5人分という形で見積もりをもらい、そしてその中で一人あたりいくらかという形の渡航費用という形でこれまで精算をしてきております。そういう中で実費ということでこれまでやってきておりますので、現実的に一人での海外出張というのはこれまで私は例としては聞いておりませんので、そういうスタイルではなくて、今後も団体で行く場合は旅行社の見積もり、協議という形でそこに必要な経費を実費として支払うということになるかと思っております。基本的に旅費は実費が原則ということになっておりますので、国内の場合は非常に分かりやすいんですけど、国外の場合はいろんな事故、あるいは飛行機についても欠航、キャンセルとかどういう想定があるか分かりませんので旅行社を通して一人あたりの額の算定をこれまでの例として行っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから今言いよるように、海外に行くのにもいろんな部分があって、今度の場合は国際交流の30周年ですと、そこに行くのに雑費の中に食卓料として2,200円では

足りるはずがないんですよ。韓国のレートが今ありますが、向こうに行けば、今まであったように支度料というのがあって、これが支度料として出すことができたかもしれない。ただし、そういうものがないということは当然個人負担ですよというふうに見るのか、向こうでかかる海外研修の時に旅行社から朝昼晩と付いた分も含めてその中の旅費、そういう国際交流費の中に食事代まで入れて、そしてこれは食卓料として本人に海外研修の場合は支給するのか、そのことを私が今聞いているわけで、それと同時に市の職員は公務として国際交流に行くんですよ。ところがこれには当然韓国からもお見えになったことも何回もありますし、以前は韓国の経済事情の関係で日本の円と韓国のウォンとの格差があって、日本に来るだけの旅費がないからということで過去にも全額日本の太宰府市が負担をして受入れた経過もあるわけです。ただし今度の場合30周年の記念行事にあたって、日本から一市民も応募をして韓国扶餘に行くわけですが、市の公務員は全額公費で行くのかどうか、向こうで食べる食事代も雑費支給の中に含まれるのかどうか、一般募集した市民の方々はそういう諸費用についてはどのくらい援助するのか、どのくらいぐらいの個人負担があるのかも、これは予算審査の関係があるか分かりませんが、今から先、この議案が先に採決されて、委員会で採決された後に私ども平成20年度の予算審査するわけですから、関連がありますから説明を求めていると思うわけです。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村基治） 一つは平成20年度予算との関連の30周年の事業もございまして。その件につきましてはまた予算特別委員会の中でも質疑等出てくるものと想定をいたしておりますけれども、一般論といたしまして、旅費の場合、特に外国旅行も含めましていろんなケースが想定されます。そういうことから、旅費条例の中で旅費の調整という項目が第23条に載っております、一般的な旅行だけじゃなくて当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費を超えた旅費がかかった場合とかですね、そのような時には旅費の調整を行うということがございまして。そういうところで、一つは今回の海外出張ということにつきましては滅多に太宰府市としてはありませんので、実際にかかった費用等を判断して支給という形でいきたいと思っております。それともう一つは職員が公務で行く場合と市民訪問団を募集した場合の金額等の出し方というのがあるかと思っておりますけれども、現時点でどのような形でいくらかかるかということも固まっていない状況でございまして、市民との差が開かないような形でやっていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私どもも行政視察もしますし、有意義な研修もしてきますが、今20年以上温泉地なんか泊まったことはありません。皆さんも研修行かれてもそうだと思うんですが、本当にビジネスホテルとかこういう状況なんですよ。当然朝食代もいりますし、昼食代もいると。夕食代も。そうすると、2,200円で議会も大体行政と同じなんです、三食を2,200円で私ども議会の研修は行っているところですよ。だから朝昼晩700円ずつで過ごさないと、弁当持っていくわけにはいかないんですけどね。こういうものについては内部検討はされるのか

どうか。私どもも行政視察に行くときは大変事務局の皆さんに経費について安く済んだものについては戻しています。宿泊料については東京、政令市については1万900円、それ以外は9,800円という宿泊料ですから、それ以上安ければ当然、精算時に戻していますが、そういう状況の中で私ども議会としても努力はしていますが、こういう国外にしても国内にしても、食卓料として2,200円で三食というのは少し見直しが必要じゃないかなと。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） この金額の多寡はちょっと横に置いておきまして、宿泊料については基本的には1泊2食が宿泊料の中で賄われるという確か考え方になっておると思います。日当というのはその半分は目的地に行ってそこでのバス代であるとか、タクシー代とかに出す雑費が半分であるという考え方で成り立っていたと思います。そういうことになっておりますので、確か県等はそのよう形で運用しておるというふうに記憶していたしております。そういうところから現実問題はですね、この日当が食事代等にまわって、ホテル等の高い安いも又いろいろございますものですから、その辺のことから現実問題はこれで1泊2食はきついというような状況もあろうかと思えます。逆に今ビジネスパック等を使えば非常に安い金額で東京も1泊2日等行けます。そういう時いくらが飛行機代なのか、いくらが宿泊代なのかとか、なかなか中身が非常に分かりづらいものもありますから、原則は実費支給という形で本来の業務、公務が遂行されるということに主眼を置きまして、それでも足りなければやはり、超える場合は出さないといけないだろうというふうに考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、説明を受けたけど、実費支給なんて言ったって、食卓料で飯を食ったからといって、1,500円のやつを実費支給なんて一度ももらったこともないしね、私ども行政視察、それから随行いただく皆さんも分かるように、はっきり言って、研修に行って、自分たちが手出しして帰ってきていることは事実ですよ。いらんこと行けば、言い方は悪いですが、行政視察に行きまして、当然帰ってくる時はお土産も買わなきゃならん、そういういろんな部分についてもそれなりの資料とかいろんな部分もあるんですが、その辺については私もこれは認めますけど、実態は大変な状況、個人負担になってますよというのはあなた方にも市民にも受け止めていただかないとね。なんかよっぽど私どもが楽しよるような受け止め方をされると困るんで。あなた方だって行政研修に行きますけど、本当行ったらばっかりに1万円近くいらんお土産も買ってこなきゃいかん、行かなきゃそういうものはいらんじゃない。勉強は一生懸命しますよ。ここで海外問題が出てるけど、海外に行かれた時に2,200円で済むかという問題があって、他の市民の方も行くと、国際交流の関係もあって、こういう金額で足りるのか、どうするのかということの説明を求めているわけです。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） ちょっと私がずれて質問をとっております、申し訳ございません

ん。食卓料という文言でございますけども、食卓料につきましては、第18条の方に規定を持っておりまして、船賃若しくは航空運賃の他に別に食費を要する場合ですね、その場合にそれか、船賃、航空運賃を必要としないが食費を要する場合に支給するというので、船の中に乗ってしまって食べざるをえないというような特殊な状況の中で食卓料を支給するというので規定が設けられております。それでこれを今まで出した例ということはございませんけども、いろんな出張のスタイルというのもあろうかと思っておりますので、一つは国家公務員の旅費の従用といえますか、そういう形で今後も行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第13号に対して討論はありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第13号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時42分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） それでは議案第14号、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

昨年、井上市長就任以来、マニフェスト、いろんな考え方の中で本市の厳しい財政状況を受け、三役、市長、副市長、教育長の給料を昨年の7月から9ヶ月間、本年3月まで減額をされているところですが、さらに1年間減額の延長を行い、今後の財政の健全化に向け努力を先頭に立って示そうということで今回ご提案をさせていただいております。なお、減額によりまして、数字的なものを申し上げますと、1年間で報酬及び期末手当合わせまして、市長におきま

しては154万7,532円の減、副市長におきましては65万6,019円の減、次の議案になりますけど、教育長におきましては58万8,735円の減、これは三名方のそれぞれの手取りの減でございます、財政的な効果としましてはこれ以外に退職手当負担金でございますとか、そういう負担金も減になってまいります。そういうことからいきますと、三名方でトータルでは366万9,223円の財政的効果が1年間で出るというふうに想定をいたしております。なお、追加で説明しますと、今後どうなるか分かりませんが、この効果はもう一つ最終的な退職手当の特別食の退職手当にも跳ね返ってまいります。大体一年当たり減になるのが市長で46万9,200円、副市長で11万7,000円、教育長で8万8,200円がお辞めになるときの退職手当に跳ね返ってまいります。これは今後の月数ともありますので、参考までに申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。議案第14号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長が公約で出された部分が1年目、また2年目も行うということですが、私が一番心配するのは今47歳で、はっきり言って今そこに今日説明にお見えになっている部課長ははっきり言って昇給停止なんですよね。で太宰府市のこれだ昇給停止になっています。役職に上がらない限りには基本給は上がらないという状況の中で、一番こういう不況時に一番市民から攻撃をされているというか、景気のいいときには見捨てられ、景気が悪くなると職員攻撃が行われるというか、こういう状況の中で職員が昇給停止のなり給与も下げられ市長自らもそのことを受け止めてやっているんですが、こういう形で市長が月当たり10万2,000円も下げましたと、こういう経過があったということで、そのことをこれ以上職員の今の、はっきり言って給与の中からですね、予算書の中にも給与一覧表が、平均が出ていますが、等級制度についても本当に等級が大幅に国の制度でみなおされてきておりますし、職員にもこのことを押し付けることがあるかないか、そこに市長が居るわけじゃありませんが、当然担当部としてですね、三役は下げてきた、職員にも、はっきり言って今大変な状況、昇給停止、さまざまな手当でも全部廃止、私ども審議をしております、職員は定数割れになっている、こういう状況の中で、職員に対してはどのような経過をしているのかどうか。長が下げたから職員も同じようにというふうになっているのかどうか、この辺も伺っておきたいとおもいます。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） ありがたいご質問等ではありますが、今回のこの特別職の報酬の一部改正というのはやはり率先垂範、自分の背中を見せるということだろうと思っております。私たち職位といたしましても現在の財政状況及び社会情勢におきましても非常に厳しい、でも逆に今がボトムの状態といえますか、今を乗り切ればなんとか先に進めていけるのじゃないかというところで職員も大体考えているところでございます。そういう中で現在いろいろな、職

員数も減る中で非常にきつい、そういう状況の中でも職員は市民サービスになるためならということで今回土曜日の開庁にも、職員組合も協力していただいて新しく取り組むようなことができてきました。そういう中で決してマイナス面ばかりで職員が暗くなっておるわけはございませんで、今応援いただいたような形の中、みんなでやはり取り組んでいくということの一つの現われ、その中のリーダーとしての姿勢が今回の提案だろうというふうに思っておりますので、いろんな環境の中でいろんな取り組みを行いながら前に向かって進めて生きたいと思っております。単純に減をするでありますとか、職員を減らすだけではなく減らせるものは減らす、増やすものは増やす、そういうところで現在考えておりますので、今後またいろいろないい案もあろうかと思いますがよろしくご理解いただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 市長の就任した当時は経常収支比率が100.9%。今度は目標として98%という目標を立てておられますが、その辺のところでの市長の給料減額が続くわけですが、見込みとして何パーセントぐらいになるとこれをなくすか、その辺のところは聞いておられますか。一年ごとにこれは更新するわけですかね。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） これは市長の判断になりますので私がちょっと申しあげるのは難しゅうございますけども、少なくとも来年の、平成21年3月までということで今回ご提案いたしておりますので、来年の今の3月議会でもう一つの判断が示されるというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第14号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第14号につきましては原案のとおり可決することに決定しました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時51分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第4、議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

趣旨につきましては先の議案第14号で申し上げましたものと一緒でございます。今後の一層の財政の健全化に向け全力で取り組む姿勢を三役として教育長もご理解いただき合わせて今回議案第15号としてご提案を申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第15号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私ども以前はですね収入役がおられまして、国の法律で収入役を廃止し、会計管理者として業務を行いながら会計管理者として本日も出席をいただいて大変ご苦労いただいておりますが、職員給与というのが大幅にはっきり言って見直しをされました。10等級までありましたあの部分が7等級で、しかも7等級の部分では7等の93、それから一番最高が4等級、5等級あたりになりますと125級まであります。こういう状況の中で現在64万9千円という形で下げておられますが、全体的に市の職員の期末手当、勤勉手当、調整手当等、それから教育長の総年収と職員の最高級との差が大体どのくらいなのか。今まで私どもは収入役がおるときに収入役の部分と職員との関係でどのくらいの格差があるのか、当然責任があります。収入役というのは市の財政全般に対して、やはり歳入、歳出の決裁権がありましたし、管理権がありましたがその制度がなくなりました。今は管理職に会計管理者としての収入役の責務を課せられております。もし失敗すると財産まで没収されるかもわかりません。会計管理者はそこにおりますが、大変厳しい職務を兼務させられておりますが、私ども過去のずっと審議の中で収入役の、はよ言えば年間額と、この太宰府の職員給与、第1表というのがありまして、この中のこんなに給与表が見直されると思っておりませんでした。先ほど言いましたように昇給停止がずうっとなされるという状況の中で教育長の年収額とそれから職員の最高の年収額との差がどのくらいあるのかは報告を受けておきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 昨年の7月にこの減額の条例を出したときに確か計算をいたしております。ちょっと私今、職員の最高額というのを資料を持ってきておりませんが、その時点で逆転することはないという判断で教育長の5%の減というのは提案されております。その後職員につきましては昇給が停止いたしておりますので追いつくことはございません。その

と時の間差がそのまま開いています。そして20年度につきましては地域手当が職員も1%下がりますのでその分、特別職も同じでございますけども、その間差のままで今後もいくということで判断をいたしております。数字につきましてはちょっとまた後ほど数字はお示ししたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 逆転したらおかしいですよ。当然その市長、副市長として、教育長としての大変な責任がありますし、部下の、はよ言えば職員の失敗は給与の減額にも戒告、訓告の処分や減給の対象になる職責があるわけですから、管理者としての大変責任が重いわけですよ。特に市長について副市長は全市民に責任を持たなければならない。教育長についてははっきり言って教育関係の、小中学校からあらゆる社会教育を含めて全体的に責任を持たなきゃなりませんし、何か問題が発生したり事件が発生するとその職責を問われるわけですから、だからそういう逆転をするようなことはないと言うけど、大体この数年の間どんどんどん職員の給与も下がってきている、それに合わせて三役も給与を下げているということは議会もよく承知はしています。だから今総務・情報課長から説明がありましたように職員の給与はもう上がらないと。だから逆転することはないと言うけど、あなた方が苦勞していることは良くわかりますよ。市民が見るとね、よっぽど職員は楽しんでいるように見えるかも知れませんが、あなた方が苦勞していることは私ども一番よく分かるわけですが、大体この一番低い教育長の月額については一般職の最高額と差は例規集を見ればわかるわけですけどね。年間にしてみるとこれだけの責任の思い職責と差がどのくらいかというのは私ども議会としても知っておく必要があるんじゃないかということで、この問題については跡で結構です。すぐに出せといたって難しいでしょうから。こういう三役が努力をされているということは評価いたしますので。私の方は報告は後で結構です。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第15号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第15号につきましては原案のとおり可決することに決定しました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時58分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について」

○委員長（清水章一委員） 議案第16号、太宰府職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第16号「太宰府職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては一日に勤務時間の中で15分休息时间というものを設けておりました。これを国家公務員の例に準じまして本年4月1日から廃止するというものでございます。これによりまして4月1日から昼休みの時間は12時15分から13時までの45分の休憩時間ということになってまいります。そういうことから休息というのを今回削除という形で条例改正をご提案申し上げるものでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） これから質疑を行います。議案第16号について質疑はありますか。

渡辺委員。

○委員（渡辺美穂委員） この件については労使の方では既に決着を見ているという話を聞いていますけども、私が懸念していますのは昨年来新聞等にも既に取り上げられ低増すが、これを実施した自治体がですね近隣の飲食店を経営される方々が経営的にダメージを受けたということとかなり反対運動があらこちらで起こったということを知っております。実際この太宰府市役所の近隣で特に昼ごはん、ランチを主体として経営をされている方々にはまだ周知はされていないと思うんですけども、これを実施されることによってですね、そのような方々に対してどういった影響が出るかということを実際に調査、職員がいったいどの程度外に出て行って一体単価どれくらい落としているのかとかですね、そういった調査をされたのかということが一つと、それから万一ですねこういった飲食店経営者あるいは商工会等からですね、これに対して反対の意見が出てきた場合に今後柔軟に対応していくようなお考えがあるのかどうかということの2点お願いします。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今回のこの休息时间の廃止につきまして近隣のお店の調査までは行っておりません。通常私も近所の店の方に行きますので、45分ではちょっときついなというのは現実的に発生すると思います。あと近隣の商業に影響が及ぶということであればですね、これも含めて、現実的に昼休みはこれまでもお客様があれば窓口は開いておりまして動いておりますので、早出じゃありませんけども早く食べる人、昼当番の人、後から食べる人と、対応の中でですねこれまでもやってきておりますので、そういうような運用といいますか現実問題の昼の窓口をどうするかという形の中で行っていきたい、対応していきたいなと思ってお

ります。一齐に、基本的には15分まで執務、15分から休憩、ご自由に昼食等ということでまずは取り組みたいと思って降りますけども、そうは言っても窓口の当番の人は残るし、外に行く人は行くという現実のどういう状況が出るのかまだ想定は、ちょっとまだ明確にはまだ持ってはおりませんが、その中で対応していきたいなというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡辺委員。

○委員（渡辺美穂委員） そしたらですね、例えば実際この条例が3月議会で制定された後ですね、実際に何軒かそういった店があるわけですが、そういったところに説明に、こういうふうな時間体で変わりますよということを広報等でやるということもありますけども、商工会等を通じてきちんと説明をされるのかどうか。というのがやはりこういった飲食店におきましては仕入れの状況なんかも変わってくると思うんですね。ですからそこまでの対応をきちんと市役所の方でやって下さるのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） たしかによその、例えば県庁とかですね、そういう先進事例で近隣の食事を取る飲食店等が非常に困ったという例もニュース等で聞いております。そういうことから少なくともこの周辺くらいはですねお知らせという形で回りたいなと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当然、職員、それから再任用職員、それから臨時職員、嘱託、この部分まで含めてこの15分間が短縮されるというのがですね。職員は15分ということですが、この嘱託、臨時、委託、この部分についての見直しをどうするのか。それとほぼ同時に15分間というのは職員組合と協議の中でですね、職員に関連する部分まで含めて同意が得られているのかどうか。それからもう一点はですね、この元々第6条に休憩時間は午後零時15分から午後1時までとするというふうに例規集の1,778ページに載っておったんですね。だからその休憩時間をわざわざ15分間の部分をしなきゃならないのかどうか。例規集の第6条ですね、規定する休憩時間は午後零時15分から午後1時までとするというふうになっているのを、わざわざここを扱わなきゃならなかったのかどうかという問題です。それからあなた方の仕事ではですね、はっきり言って窓口だけの問題じゃないと思うんですよ。どの課に来てもやはり市民の方がお見えになりますから、それに対応すると休憩時間も取れないというのが現実な状況じゃないでしょうかね。どの課に来ても今大変迷惑な方がおられまして、1階から5階まで上がってきて文句ばかり言ってその人に対応するのに本当に仕事ができないでおるような状況もありますしね。本当に市民の方は様々な意見を持っておられますから。その方と対応していると自分の休憩時間もない。食事する時間もないという状況もありますが、わざわざここで第6条にあったものを第7条で、はよ言えば15分の休憩時間を置くものとするというものを説明では昼休みの時間を15分短縮となっていますが、6条と7条の関係ではどうなるのか。先ほどの話に戻りますが、職員はこういう状況の中で再任用職員も当然準じると思いますが、この太宰府市の中に

は臨時職員や嘱託職員やですね、委託、様々な方が勤務されておりますが、ここの部分はどうかになったかも説明を受けておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 一つご質問のは第6条と第7条の関係、第6条につきましては休憩時間ということで、これは45分の休憩時間、現実的には12時15分から13時までの45分を休憩ということで、職員の自由に使える時間ということで定めております。もう一つ第7条は休憩時間ということでこれは本来は勤務時間の中でただ休息はしていいよということで15分を定めておいたものです。この15分を12時から12時15分にあてはめて15分の休憩時間プラスあと45分の休憩時間ということでこれまでのお昼が成り立っておりました。そういう中からこれまで行ってきたところですが、昨年、平成18年の7月1日から国家公務員におきましてはこの休憩時間を廃止するという示されましたので、それに倣って全国の県及び市町村までそれが広まってまいりました。そういうことで昨年から組合の方とも交渉をし、最終的に合意をしたので今回廃止をするというご提案をするものでございます。もう一つは今、ご質問ありましたように嘱託の方でありますとか、他の一般正職員以外の方がございます。そういう方たちも雇用のスタイルが色々ございまして、まず雇用契約の中で始業時間が8時半から夕方5時まで等で7時間45分ということで契約を行った場合は私ども一般職員と全く同じ勤務体系で12時15分から食事というふうになります。それとは別に1日の中の部分的な何時間という時間制で契約している臨時職員の方、例えばこれまで10時から3時まで、それが4時間ですか、4時間等で契約しておれば昼の12時から12時15分が追加で勤務という形になります。そのような場合は10時15分から12時15分までと13時から15時までというような形で時間をずらさざるを得ないだろうと判断をいたしております。そういうことで今回可決されましたら全課の方に周知徹底を図りたいというふうに現在準備をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから当然出してくる時には職員はこの条例上の関係があるけど、今職員庁舎、出先含めてたくさんの方がこの臨時職員や嘱託職員としているわけですが、その周知徹底をせざるを得ないんじゃないですかと。市の職員がこうなったからあなた方というのは。まずこの契約関係はやはりぴしっとしないとね、そこは職員がこういうふうに決まったからあなた方もというんじゃないなくて、嘱託契約や委託契約こういう臨時でもパートとか色々ありますが、この準備はぴしっとしていただかないといけませんよというのが一点ですね、二点目は当然窓口にさっき言ったように、様々な方が市民課で大きな声を出したり、各課にお見えになって、休憩時間が取れない場合、この場合はまず上席である係長や課長職が休憩が15分、しかも取れない場合についてはどう判断され、許可をするのか。あなた方だってちょうどお昼に陳情がきました、市民から苦情がきた、今昼の休憩時間ですから休憩が終わってからにしてくださいなんて市民の方追い出すわけにもいかないし、断るわけにもいかないと思うんですが、こういう休憩時間が取れなかった場合、これについては係長それから課長、部長がどうこの休

憩時間を取れない職員の保障をするのかも含めて報告は受けておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 一つ第1点の準備についてでございますが、基本的には4月1日以降の新しい契約ということになるかと思っておりますので、現在勤務時間が休憩時間が廃止でこういうスタイルでなりますよというお知らせは既に部長会を通じまして各課のほうに連絡をしております。何か問題点があれば上げていただくようなことで周知は今しておるところでございます。いよいよ契約の段階等の段階でいろんな問題等が発生すればそれは対応していきたいというふうに考えております。それともう一つが休憩時間が取れない場合、議員さんおっしゃいましたように現実問題、窓口のある課は昼当番という当番制を大体設けておりますが、あまり窓口対応がないというところは当番制をしておりますが、現実問題はお昼も電話があるし、お見えにもなります。その方々に対する対応も現実的に行っております。ずっと以前ありましたように私も経験がありますが、目の前で並んでいても昼になったらカーテンがジャーと閉まったというのが現実問題ございました。太宰府市においては以前からそういうことはございませんのでその中でこれからも対応していきたいと思っております。昼の対応、昼当番じゃない方が対応で昼食等が取れなかった場合、あるいは遅れた場合はその上司の方が判断をしてですね、それはフレックスタイムじゃございませんけどもその辺は現実的対応で管理職の範囲の中でやってもらうということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号に対して討論はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 先ほど申しあげましたけども、労使間の問題は既にこれで決着を見ているということで結構ですが、要望といたしましてですね、やはり近隣の方から万一営業に大きな、経営状況に支障が出るようなそういった意見等が出てきたときにはですね、やはりきちんと臨機応変に対応をしていただきたいということをお願いいたしまして賛成討論とします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第16号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時25分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長（清水章一委員） 日程第6、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（井上和雄） 議案第17号「太宰府市各種学校奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

条例改正新旧対照表を合わせてご参照いただきたいと思います。

初日の提案理由にもありましたように、平成19年6月の学校教育法の一部改正がされたことに伴いまして法の条項の移動がっております。この条例中に引用されております学校教育法の条項を今回改めるものであります。

改正する箇所といたしましては新旧対照表の8ページでございますけど、現行と改正案のところアンダーラインが引かれておりますように引用条項の現行の学校教育法第82条の2及び同法83条を改正案の中では同法124条及び同法134条に条項の移動をするもので、内容等の変更は伴っておりません。なお学校教育法第82条の2、同法124条は専修学校を規定しています条文であります。また学校教育法第83条、同法134条は各種学校を規定している条文であります。

以上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第17号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成13年に同和対策特別措置法がなくなっておるんですが、現在もこの同和対策地域の指定の対象としてですね、高等学校、それから短大、大学、専修学校に対する貸付を行っているということで、これに対して貸した奨学金が返還免除に関する必要な事項を定めるということですが、ある一定所得的な問題、それから免除に関して必要な事項ということですが、大体、今市の中でもある一定一般にも奨学金制度を設けて利用できるようにしているわけですが、これはいつまでも続けていくのかどうか、法律が大体なくなっているのだが、まだこういう事業的なものを太宰府市では一般の貸付制度も設けておるんだけど、これはずっと続けられるのかどうか、それから返還債務の免除は所得制限が設けられるのかどうか、もう返せませんよというのかどうか、単純に言うと、申告すると市民税や県民税は家族全体で計

算をされて課税をされるわけですね、国民健康保険税にしても市民税にしても、ところがこの債務返還の免除はどの範囲の所得を見るのか、本人が学校を卒業をしたが、全く就職ができなかったために本人の所得を見るのか、家族全体を見るのか、もう少しその辺も補足の説明を受けておきたい。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 免除の対象でございますけど、まず一つは地方税法の規定によります市町村民税所得割が非課税の世帯、あくまで個人ではなく世帯になります。それともう一点は前年の収入が生活保護法の規定によります保護の基準に基づいて算出します年額の1.5倍の額以下の世帯というふうに規則の方で設けております。

もう一点は期限につきましては今のところいつまでという形のところの設定は設けておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 県としてもこの部分について、ある一定見直しを検討しているわけですが、当然やはりそういう就学困難な部分について、制度はある一定評価はします。ただし、先ほど言いましたように二通りあるとあって、一般市民を対象とした部分と対比した場合、この貸付制度がありましたが、これも同じような非課税世帯、生活保護世帯については返還命令がなされるのかどうか。いろんな制度的なものがあるんですが、ここだけはこういう形で、非課税世帯、世帯全体で計算をし、生活保護を受けている場合は返還免除をすると、その免除期間が一回受けるともうずっと免除されるのかどうか、その年度年度で計算をされるのかどうか。これも合わせてすると、現在のところ、貸し付けている対象が高等学校、短大、大学、専修学校について、今までに貸し付けた対象人員についても報告を受けたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） この貸与につきましては平成14年度から貸与に変わったわけなんですけど、それ以降の現在貸し付けている対象者は5名でございます。一応対象者は5名となっております。そのうち4名につきましてはすでに高校、大学、専門学校等を卒業しております。1名につきましては今年の3月に卒業予定でございますので、返還対象は半年後の9月からになってまいります。それと一般を対象とした貸付といたしましては太宰府市若年者専修学校等技能習得資金貸与がございます。これにつきましては現在貸与を受けている方は1名でございます。すでにその方につきましても昨年卒業をしておりますので現在も貸付をしている対象者はございません。免除規定につきましてもちょっと申し訳ございません。若年者につきましてはちょっと今回そこまで資料として持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それと同時に私も本当忘れておりましたがね、奨学金の申請の保証人になっておりましたら、もう終わっておると思ったら、私に保証債務の通告がきたんですね。これは保証人は設けているのかどうか、もう大学卒業して就職して4年間の貸付を受けておって、もう返済されていると思ったら全く返してなくて私に補償債務の履行言ってきたんですね、本人と会って協議もし、こちらも解決させなきゃいかんと、一括返還債務が出てきまして協議をした経過があるんですが、こういう保証人は必要としているのかどうか、その辺を再度説明ください。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 実際奨学生本人と保証人といえますか、保護者というところで保証人と保護者が兼ねておりますので、今言われましたような第三者の方の保証というのは取っておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、一般の奨学金制度とは全く違うということで、今のところ平成14年まではこういう制度について、市が貸与じゃなくて負担金補助金みたいな形を出しておったのを改めて貸付制度に変わったというのは平成14年度からなんです、以前は高校進学奨励金という形を出していたのを見直したと。現在のところ5名中4名が卒業して1名が今年卒業すると、その後の制度的な利用者はないというふうに受け止めていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 平成20年度のこの各種学校等の申請を先達て行いまして、一応2名の申請がっております。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第17号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第17号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時36分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第7、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） では議案第18号、太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてのご説明を申しあげます。今回の改正は根拠法であります国のスポーツ振興法というのが本年の4月1日付で一部改正されることによります根拠の条例の改正でございます。お手元新旧対照表9ページに現行と改正案をお示ししておりますが、スポーツ振興法の第18条第5項に特定団体におけるスポーツ振興審議会の委員の任命は当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聞いて地方公共団体の長が行うというふうな一項が追加されましたことによりまして、一項ずり下げて市の条例を改めるというふうなことでございます。

以上でございます。

ご審議ご承認賜りますようお願い申しあげます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第18号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第18号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時38分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第8、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮原 仁） それでは議案第19号、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。

この議案につきましては、昨年成立いたしました健康保険法改正法案、医療制度改革法案の改正によりまして国民健康保険制度の大幅な見直しが行われ、本年4月から後期高齢者医療制度が創設されることに伴うものと、それから国民健康保険制度の安定運営と制度維持のため税率が改定されたことによりまして本税条例を改正するものでございます。

それでは新旧対照表の10ページから22ページまででございます。ご参照をお願いいたします。それでは新旧対象表に沿ってご説明申しあげますと、改正の主なものだけご説明をさせていただきます。まず第2条でございますけれども、基礎課税額ということで課税賦課限度額を56万円から47万円に変更を行うものでございます。次に第3条でございます、下線の部分でございますけれども、被保険者に係る所得割額を7%でありましたものを0.2下げまして6.8%にするものでございます、それから第4条でございますけれども、被保険者に係る均等割額を被保険者一人について2万8,500円から2万5,200円にするものでございます。第5条でございますけれども、世帯割、平等割額一世帯について2万8,500円といたしておりますものを2万5,200円に改正をするものでございます。次に11ページをお願いしたいと思います。第6条ですが、介護納付金課税被保険者に係ります基礎控除後の総所得金額等に100分の1.3を乗じて算定することにしておりますけれども100分の1.5に上げるということでございます。それから第9条でございます。徴収の方法についてということでございまして、税は旧条例につきましては第10条に書いてありますとおり、国民健康保険税は普通徴収の方法によって徴収ということになっておりましたけれども法の改正によりまして年金受給者については受給年金から天引きされるということで特別徴収の方法による場合ということで項目を増やしております。これにつきましては65歳から75歳未満の前期高齢者についての受給年金から天引きされるということで特別徴収に変更するというものでございます。以下、納期は一緒でございまして、第12条から第18条まで特別徴収に係ります条文を追加するものであります。それから第19条でございますけれども、15ページでございます。保険税の減額についてということでございます。医療分で均等割、平等割の金額が変わることから、2万8,500円が2万5,200円に改定されたことにより軽減額をそれぞれ変更するものでございます。他の条文につきましてはそれぞれの条項が変わった部分での訂正になります。

以上が条例の改正の部分でございます。

次に先ほど配布いたしました資料ですけれども、所得別国保税比較表についてご説明いたします。

この資料につきましては、議会全員協議会の中で武藤議員さんから所得別の分かりやすい部分について資料として出してほしいという要求がありましたことから今回提出したものであります。分かりやすくするため40歳から64歳の一人世帯の場合で作成いたしております。

それでは左端の所得金額の部分からでございますが、それぞれ医療保険分、後期高齢者支援

金分、介護保険分と分けております。平成19年度と20年度、19年度については所得割額が7%であったものが、20年度では6.8%の金額を所得割額の方には掲げております。それから均等割額でございますけれども、均等割額につきましては2万5,200円、それから平等割が2万5,200円ということで掲げております。それで、所得金額が100万円、200万円、300万円、400万円、500万円ということで、2枚目でございますけれども、600万円、650万円ということで掲げております。これは賦課限度額がそれぞれ医療分につきましては47万円、それから後期高齢者分については12万円、それから介護分につきましては9万円という限度額がございます。それを限度額になるまでということで所得金額を弾きましたら650万円までということになっておりますので、その図を表示させていただいておるところでございます。それから一番右の方でございますけれども、それぞれ三本立てで計算をした時に年税額としていくらになるかということで一番右の方に合計金額を掲げさせていただきまして、その下の欄に19年度と20年度の差額の分を、これだけ上がるということで掲げさせていただいております。これは40歳から64歳の一人世帯の場合ということで表を表しておりますが、これは介護がある方の分でさせていただいております。それで、介護が必要ではないという方であればこの介護保険分を除いた医療保険分と後期高齢者支援金分が平成20年の4月からということでそういうふうな計算の方法でやっていただきたい、というふうな形での表を出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料をいただいております、他の資料とも比較しながら協議もしたいと思っておりますので、ここで午後1時まで休憩を要求します。

前にいただいた資料もあって、大幅な値上げになるんですよ。40歳から64歳までの一人世帯ですが、これ40歳から見ると、妻もあり、子もあれば、均等割の2万5,200円もプラスされるし、全体的にもあるんですが、10分前ですが、できれば13時からこの付託案件を審議できればと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員からこういう要請があつてますが、皆さんいかがお取り計らいいたしましょうか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの回答に補足があるとのことですので、これを許可します。

学校教育課長。

○**学校教育課長（松島健二）** 先ほどご審議をいただきました議案第10号、太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定についてのご質問に対する回答の中で、受け入れ先の小学校名、中学校を申しあげましたが、この中で中学校につきましては学業院中学校というふうにご回答申しあげたところでございますが、これにつきましては太宰府西中学校と学業院中学校でございましたので、お詫びをし訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○**委員長（清水章一委員）** 引き続いて教務課長。

○**教務課長（井上和雄）** 午前中ご審議いただきました議案第17号、関連いたしますところで一つ留保しておりましたので一般対策であります太宰府市若年者専修学校等技能習得資金の返還債務の免除の関係でございますけど、これにつきましても条例で定めておきまして、返還債務の免除に関する条例という規定を設けております。これにつきましては県の補助10分の10を受けて行っている制度でございますが、内容につきましては県と整合性を持たせたところで条例を制定しているところでございます。

以上でございます。

○**委員長（清水章一委員）** では議案第19号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○**委員（武藤哲志委員）** 資料要求をしておりましたが、この忙しい中に提出をいただきましてありがとうございます。また、国民健康保険税課税額改正についての資料についても大変忙しい中に提出をいただいておりますが、本当に国の法の改正に基づきまして担当課は3月4月から年金を天引きするという形で対応せざるを得ませんが、3月4月に太宰府市では天引きするかどうか、全国の自治体では天引き時期を少しずらしたいというところも出てきておりますが、天引きを3月4月の年金から、まず最低年金の月1万8千円以上の人は介護保険料が天引きがされるわけですが、まず天引き時期ですね、これが第1点です。それから4月5月に40歳から64歳、65歳からの方々、それから75歳、こういう状況になってきて、年金受給者がびっくりされるんじゃないかと、窓口は大変この対応に追われる状況があります。一方では特別徴収と普通徴収とありましたが、特別徴収で年金から引かれるわけですから、実務の軽減にはなると思うんですが、新たに保険が後期高齢者医療としての保険証を出したり、引き続き介護保険の見直しがきておきまして、介護保険の保険証、そして新たに6月以降にこの制度に基づいて健康保険証を発行するという状況になるわけですが、こんなに今出しているのは40歳から64歳までの一人世帯の場合ですが、これに妻があり、子がある場合については当然均等割のここの部分でみます均等割が今まで2万5,200円がそのまま均等割が少し安くなります

が、平等割も医療分が2万5,200円、後期高齢者支援金が6,500円と介護保険の均等割が1,500円、そうすると、これが夫婦の場合と子どもの場合という形でここでは一人世帯で出させていただいてますが、夫婦世帯子ども2人おれば、当然この金額は大変大きな金額になって、何故こんな大きな金額になるのか、また、配偶者についてはある一定の猶予がありますが、単純に見て、そこにおられる市の職員でも両親の介護保険料が少なくとも一人5万円近くかかるわけですから、10万円近く介護保険料が1年後にはかかってくるという状況にはなりません。これを見て、今までの健康保険制度が改悪されるとは思っていませんでしたが、担当部としては実務関係含めて広域連合もあります、業務に対応できるのかどうか、それから市民からの苦情の問題等もあります。現在無年金と言いますか、保険を25年以上かけていな方々の保険の天引きできない世帯数が大体どれくらいあるのか、それも合わせて回答いただいて又質疑もしていきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず一点目の年金から特別徴収をする時期ですが、国民健康保険税に関しましては10月から開始をする予定にしております。二点目の業務に対応できるのかということでご質問いただいておりますけども、確かに今までにプラスされた業務、しかも大幅な改正ということでかなりハードな事務になっておりますけども、これは何としてでも対応していかなければいけないと思っております。それから三点目の無年金者につきましては国民健康保険の年金からの特別徴収の対象者についてはまず一つが加入者世帯全員が65歳から74歳までであること、かつ世帯主が年金受給者であること。この二つをクリアしていないと年金からの特別徴収にはなりませんので割合としては全世帯の20%台じゃないかなというふうに見込んでおります。その中で何世帯くらいが無年金かという点につきましては情報がございませんので把握できておりません。ただし後期高齢者の保険料については現時点でのデータを解析しますと全く年金の受給情報がないという方、人数ですが、738人ということが出ております。この中には全くないということが言えるのかどうかちょっと判断が難しいんですけども、年金からは天引きする情報がないということですね、全世帯が6,366人を今把握しておりますので、1割強の方が年金情報がないということ把握しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 10月から年金から天引きするわけですか。

（国保年金課長「はい」と呼ぶ）

○委員（武藤哲志委員） そうすると、4月の部分で先ほど出てくる納期、新旧対照表の11ページに第9条、納期というのがあるんですが、1期から8期ありますが、そうすると、10月からということはこの1期2期3期4期をまとめて天引きするということになるのか、それとも社会保険庁や共済組合等から引いてもらってやるのかという問題があるんですが、まずこの一点、10月から年金から天引きするとこの4期分を一括してということになると、2ヶ月に一度の年

金受給ですが、その間の部分がどうなるか、ちょっと分かりやすく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 1期から4期までについては普通徴収で従前どおりの納付書で納期までに納付いただくことになります。5期から8期までを年金からそれぞれの回数に分けていただくということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 1期から4期までは納付書を送って、年金受給しているけど天引きはされていないと、ただし国は4月から年金から徴収ということになっているんだけど、そこで今の国保年金課長からは1期から4期までは普通徴収ということで個人で納めてもらう。ただし5期以降、10月からは年金から天引きするというので今の説明を私が受け止めていいんでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、国は年金から天引きすることによって有無を言わず年金から保険料を天引きするわけですが、普通徴収という形で送られた時、今税金の申告時期ですが、税務課としてはこの人は年金の部分の、年金の源泉徴収票が市役所に送られてきていると思うし、いろんな部分で担当課同士がどう調整しながら普通徴収の計算方式を出すのかどうかですね、3月17日までが確定申告の時期ですよ、市民税の申告ですが、そこで出てきた部分を概算で請求を出すのかどうか、平成19年分の申告を20年度の国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療保険として天引きするんですが、概算でやるのか、前年の平成18年を基礎にやるのか、年金制度少し引き下げられていますけどね、その辺はどういうふうになりますか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 今、確定申告中でございます、3月17日までが申告時期になっております。この申告が終わりまして、5月までに確定をするというふうな形になります。そして市民の皆様方に6月に納付書を送るというふうな形になっております。それでも確定しておりますので、その事務的な部分についてはそれぞれ担当の事務的な部分がございますので、調整は図らなくちゃいけないと思いますけども、そこが確定してからということになりますので後については調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一般質問もする予定ですが、無年金者というか後期高齢者で738人くらいが年金受給していないんじゃないかなと、こういう直接の部分で所得を見て計算をしないといけないという部分があるんですが、とりあえず今年度の予算を見ておりまして、職員が大変少ないという状況の中で、今まで一本化されていたのが介護保険制度ができた、今度は後期高齢者医療制度ができた、もう実務が次から次なんです、それかという職員は逆に8名で対

応せざるを得ないと。徴収という問題が出てくる。それから保険証の交付が出てくる。本当にこのたった8人と税務課と納税課と、はっきり言って4期までの未納問題もでてくれば本当に実務に追われる状況が出てきますが、先ほど努力はしますと言われたけど、対応できるのかどうか、こういう悪い法律が改正されてですね、人員を全体的に増やすとか協力体制をとれるのかどうか内部検討をされているんですか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） やはり最近の事務量を考えますと、大変厳しい状況がありますので、担当課長としては人員を要求しているところでございます。人事ヒアリングという制度の中で増員をお願いしたいという意見は申しあげております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから説明がありまして、太宰府市は高齢化率が19%ですか、そういう説明が本会議であっておりましたが、この資料要求前に出された資料を見て、皆さんも持っていると思うんですが、四市一町の中でまず所得割、今まで7%だったのが、こういう支援金や後期高齢者医療制度の関係があつて、7%が6.8%で0.2%下がってますが、やはり、那珂川町が逆に7.5%を6.9%に上げて、この四市一町の中では2番目、ただし、均等割については那珂川町は2万9千円だったのを2万5千円にして、太宰府市は2万8,500円を2万5,200円として均等割は四市一町の中で一番高いと。支援金についても四市一町の中では平均的に1.7%が太宰府市が1.8%、それから所得割が筑紫野市と同じように8.6%、介護分がやはり太宰府市が1.5で筑紫野市と同じで、一番低いところでは、1.1という大野城市があります。合計をしますと、太宰府市が10.1、もう1割というか、筑紫野市と同じ。ただし合計の世帯割を見ますと太宰府市が一番高くて3万1,700円、太宰府市の高齢化率等、老健施設、様々な形で四市一町でそういう施設がたくさんあるということはよくわかりますし、特に太宰府病院あたりは高齢化しておりまして、365日医療費がかかるような状況もありますが、四市一町の中で高い。あなた方が一生懸命努力してきたこともわかりますし、今までの引き上げをしなかったという説明も受けておりますが、やはりこれでもまだ赤字だという説明がありましたが、この周辺で一番高い国民健康保険税になっておりますが、一般会計、それから国の大きな問題になって国会でも論議になっておりましたが、基盤安定の見積もりですね、過少の補助制度になっておったという形で国会で大論議になって、国の補助金を過少に交付をしていたという問題もありましたが、そういう国の補助制度についても、適正に国から補助を受けているのかどうか、こういう内容まで審議はされたんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 先ほど議員さんが言われました過誤の調整交付金を国が間違つて交付していたという問題については平成14年度から17年度までの間の調整交付金の問題でうちの該当する部分が精神欠格に関する補助金の部分でした。ただし、うちの場合、そういうふうに大きな影響はまだ通知がきておりませんので、具体的にうちがどれくらい影響があるかという

数字は分かりませんが、係の段階ではそんなに影響はないというふうに見ております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 四市一町の中であるんですが、悪循環になるんじゃないかと。今のところ国民健康保険を決算で見ますと、滞納額5億円近くあったんですよね、大変納税課としても徴収努力いただいておりますが、平成19年度合わせて5億円近くの滞納があるんじゃないかなと、またこんなに値上げをすると、ある一定65歳以上の方は年金から天引きされるけど、こういう滞納の悪循環を繰り返し徴収率が低下すると、国の補助金のペナルティがあってもらえないという状況があるんですが、現在の平成18年度、19年度の決算期、まだ5月31日までですが、今のところ滞納の額というのは推定で特別収納課あたり分かりますか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 後から報告いたします。今ちょっと持ってきておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大体、5億円くらいの滞納が、大体でいいんですが、納税課長でもいい。

○委員長（清水章一委員） 納税課長。

○納税課長（児島春海） 国保につきましては約5億円弱じゃないかなと思っております。滞納金額につきましては12%程度、こういうところで推移するんじゃないかなと思っております。その中で平成19年度分につきましては94%程度の徴収率は確保したいそのように考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからある一定、今5億円のうちであなた方が大変努力していただいて本当に滞納について実情に合った徴収努力をしていただいているけど、そういう5億円のうちに大変努力していただいて、その努力した結果によってこんなに引き上げなくてもいいんじゃないかなってという考え方。あなた方は徴収努力をしていただいているけど、全体的に四市一町の中で一番高い医療費分と後期高齢者分と介護保険分である一定徴収率を一生懸命努力していただいているけど、その5億円のうち、1億円が徴収されれば一般会計からこういう国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に補助することによって高い税率にしなくてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺は健康福祉部としてはどういうふうに見えるのか、市民からはこんな高い国民健康保険税や後期高齢者支援金や介護保険料となってくると、本当窓口は大変だと思うんですが、徴収率が上がれば引き上げる可能性があるのかどうか、負担軽減措置が考えられるのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） そうですね、滞納分が入ってくる、億単位で税金が増収になれば当然保険税を軽減できると思いますけど、現実的にはなかなか0.1%上げるのみも担当に大変苦労していただいているというところですので、やはり差し迫った赤字をどうするかという状態になっておりますので、平成20年度におきましてはこの税率でいかせていただきたいと思って

おります。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） まず確認ですけど、先ほど6,366人、年金から天引きの対象者がいるということでしたが、これは後期高齢者ということですか、60歳からの年金受給者の数ということでしょうか。

（国保年金課長「後期高齢者の対象者数です」と呼ぶ）

○委員（渡邊美穂委員） それで、738人の年金情報がないというこれは年金受給者すべてを対象にということで60歳以上ということですか。それともこれも75歳以上。

（国保年金課長「これも75歳以上です」と呼ぶ）

○委員（渡邊美穂委員） それからあと二点質問があるんですけど、この国保と後期高齢者支援金分を入れて、年間所得が大体500万円程度、これは例えば40歳以上とといいますと、子どもたちが中学校、高校に入る世代も入るわけですけど、その方たちが年額で9万円以上の増額になるわけですよね、そうすると、生活の見直しとか生活設計とかにも非常に大きな影響が出てくると思うんですが、この決定額、この後期高齢者支援金を入れるかどうかは別としましても、結果的にこれくらいの増額になりますというようなことを個別に世帯ごととかあるいは個人に出すようなお考えがあるのかどうかの一つ。それから先ほども武藤委員からもあつてましたけど、太宰府市が近隣市と比べて高いわけですよね、後期高齢者医療制度の分についても福岡県が全国で一番高いわけですよね。ですから要するにこれを減額していくためには、皆さんの健康増進とかいろんなこと考えなきゃいけないんですけど、何故高くなっているのか、何故この太宰府市がこの中で特に高いのか、それが医療機関の数の多さなのか、それとも高齢化率なのか、疾病率が高いのか、疾病内容によるのかとか、いろんな原因が考えられると思うんですが、担当課としてはいったい原因はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 一点目の個別通知につきましては、納税通知を差し上げる前に個別にご連絡というのはちょっと無理かと思います。やはり広報を通じてお知らせすることになると思います。それから、まず保険料が筑紫地区では一番高いということなんですが、確かに高いんですが、医療費関係につきましては、太宰府市だけが特別に高いということはありません。いわゆる太宰府市以外の筑紫地区の自治体は一般会計から赤字繰入金で億単位で繰入をしていただいているとそういう支援があつてこういう税率で収まっていると理解しています。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 通知は広報を通してということで、市としてはこれが精一杯というところはあるのかも知れないんですけど、この後期高齢者医療制度について今回一般質問しますけども、用語がものすごく分からないんですね、一般の市民がご覧になった時、広報で例えば収入と所得の違いとかも分からない方も厳密に言えば分からない方もたくさんいらっしゃると思うんです。ですから広報でやると言ってもじゃあ自分がどこに当てはまるのかとか、自分がい

くらくらいになるのかということがピンとこない方がたくさんいらっしゃって、見過ごされてしまうケース、そうするとそれが後で窓口にはね返ってくるような形になると思うんですけど、もう少し具体的にその世帯世帯ごとに分かりやすい方法というのは何か考えられませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今回、後期高齢者医療制度とか、健康保険についても改正の内容を広報で何回かお知らせしたところです。おっしゃられるように言葉が難しい、意味が分からないというお叱りのお電話もたくさんいただきました。それでなるべく言葉をやさしく表現をしたいと反省もしましたし、研究していきたいと思っております。ただ、法律用語というのはその短い難しい単語に意味がいろいろ含まれているわけですよ、それをかみくだいて言うとなお分からなくなるというようなこともありまして、なるべくそういう意味でも、分かりやすいように改善をしていくように努力をしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長、今おっしゃったように、担当者でも法律の解釈で難しいと、ましてや市民なんかいよいよ分かりづらいもんですから、その辺はきちっと分かりやすいように工夫してもらいたいと思いますね。

（国保年金課長「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） よろしいですか、これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第19号に対して討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずこの議案第19号につきましては反対討論いたします。国がこういう後期高齢者医療制度を設けたために各地方自治体は一般の国民健康保険、そして後期高齢者支援金を100万円の場合は所得割で1万2,060円ですが、逆に300万円の所得があると4倍の所得割、逆に500万円では8倍、最終的には650万円の所得になりますと、10倍近くの所得割が課せられる。おまけに介護保険料も見直し時期がきておりまして、これもやはり大幅に所得によって引き上げられてくる。今まであったものが最高額という形になる方もありますが、本当にこういう制度が改悪されて、年金から介護保険料、それから後期高齢者医療、そして若年の65歳からも年金の後期高齢者介護保険料が天引きされる悪循環の繰り返しです。地方自治体に対して大変な負担も押し付けてきますし、応能応益割という形でかかった医療費の50%、それから応能が所得割、均等割として50%、これが国が地方自治体に押し付けた結果がこういう保険料になるわけでありまして。私ども国段階でも県の段階でもこういう国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療の改悪に対しては反対の立場を取っておりますし、本会議の場でも反対討論いたしますが、委員会における採決時、議案第19号、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例については賛成できないという立場を表明しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

大多数挙手です。

したがって、議案第19号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対1名 午後1時33分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第9、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

それでは、補正予算書の歳出14、15ページをお開きください。

では歳出から入ります。

2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費、9目財政調整基金費、10目人事管理費、各所管課長の方から説明の方をお願いします。

管財課長。

○管財課長（轟 満） 普通財産管理関係費、積立金13万2千円の増額をお願いするものであります。これにつきましては基金の利子の分、当初は0.1%で見えておりましたが、利子が若干上向きましたのでその分増額となるものであります。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 続きまして財政調整資金積立金の数字でございますが、同じように預金利子が303万3千円、それと後で出てきますが、公債費のところは土地区画整理の基金を1億5千万円充てておりますので、それに伴いまして一般財源が1億5千万円不要になるということと、それ以外のおと5,900万円程度につきましては歳入歳出の差額の数字の一般財源を合計いたしまして2億1,215万3千円の基金を積み立てるよう計算しております。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 続きまして、人事管理費として554万9千円の負担金を計上いたしております。これは昨年会計管理者として選任をするようになりました。上下水道の企業の

方の身分と兼務ということでございましたので、給与は先に企業の方が支払っておりました。そういうことから年度末精算ということで一般会計の方から水道企業の方に給料、手当、その他共済負担金等すべての経費の半額を554万9千円を負担金として支出するものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 2款総務費、1項総務管理費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、公共施設整備基金積立金については実測ということですが、財政調整資金積立金の今説明を受けたのは区画整理の部分の積立金という部分で、取り崩しが今年6億4,900万円あったんですが、積立ですか、そういう予定的なものがありまして、平成19年度当初5億7,968万8,152円、取り崩しも含めてですが、これを積み立てた状況で大体積立額がまだ決算状況相当先になりますが、この財政調整資金の積み立てがこの周辺の自治体の中で一番少ない状況ですが、それで今、佐野土地区画整理事業として当初9億6,456万7,478円がありました。ここには佐野土地区画整理事業の基金の積立をしないで財政調整資金の中に入れ込むのかどうか、この辺を補足説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 武藤委員がおっしゃったように、平成19年度、当初6億5千万円程度ありましたが、12月補正の段階で公的資金の繰上償還等で一時財政調整基金から立替えをしております。それと、土地区画整理事業につきましては事業は概ね終了いたしておりますけれども、今まで一般財源をかなり投入しておりましたので、その基金のうちから1億5千万円はあてさせていただきたいということで考えております。ちなみに3月補正認めていただきますと財政調整資金につきましては予算ベースで約5億3,600万円になるというふうに見込んでおります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、当初から見込みとして57億円が53億円ぐらいたということ、当初の見込みを下回ったということになるわけですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 当初6億5千万円ございましたが、それよりもやや少ないところになっております。この財政調整資金につきましては過去にも災害がございました時にかなり持ち出してあります。万が一の時のため、将来の予測を含めまして当面6億円を目指して積立たいし、将来的には10億円を目指して積み立てたいというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一時は30億円近くの財政調整資金があったんだけど、この数年の間5億円から6億円を行ったりきたりという状況で、なかなか基金があれですが、そうすると、佐野土地区画整理事業については9億6千万円あったのがこれが逆に減額になるというふうに受け止めていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） おっしゃるとおりでございます、当初約10億円ございましたのが、今回の補正で少なくなってまいりまして、補正を認めていただきますと、最終的には3月末で5億1,800万円程度の残になるというふうに見込んでおります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

続きまして、2款総務費、2項企画費、1目企画総務費について説明をお願いいたします。  
経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、まちづくり推進費の積立金のまほろばの里づくり事業基金積立金でございます。これは歳入のところにあります基金の利子が57万3千円、それから自動販売機を6箇所設置しておりますが、これが約90万円、それからリョーユーパンの方をお願いしておりましたなごみパン、昨年9月で販売終了しましたけども、それが4万2千円、それとサイン整備、まほろばの里の基金を充てておりましたサイン整備の残の分が16万5千円ありますので、この合計の168万円をまほろばの里づくりの方に積み立てたいと思います。

それともう一つ、歴史と文化の環境税の方でございますけども、歳入の方で税の追加が820万円、利子が14万円、それとこれに関連する、以前太宰府のガイド本を作っておりました、一冊につき100円で販売しておりました。それが約35万7千円の収入見込みができましたので合計いたしまして869万7千円を積み立てたいというふうを考えております。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ次にいきます。

16、17ページの3款民生費、2項児童福祉費、4目の学童保育所費について。  
学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 23節の償還金、利子及び割引料、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金276万2千円でございます。これにつきましては、まずこの補助金の仕組みから申しあげますと歳出の予算のうち補助対象経費から寄付金等保育料等の収入を差し引きます。差し引かれたものが運営にかかる経費ということになります。又その一方で県が決めている基準額というのがございます。したがって経費と県が決めている基準額のいずれか低い額の3分の2が補助金として県から支出されるようになっております。今回の予算計上につきましては、予定しておりました支出予定額が163万7千円ほど少なかったこと、それと収入の方が250万5千円ほど多かったために今回の補正が生じておりました、276万2千円を県に返還するために補正を計上させていただいておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 学童保育については今福岡市ではどうするかという論議をされておりますが、こういう放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金ということで3分の2の部分もありますが、この部分、滞納なんかの部分については精算金の対象に入っているのか、入らないのか、徴収率が悪いと返還金が多くなるのか、この辺もあれば追加説明いただきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 基本的には、この補助金の仕組みは先ほど申しましたように収入額ということでございますので、納付された保育料が対象になっているということでございますので未納額については対象の経費には含まれておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今度は滞納が決算の段階で出てきて論議しているんだけど、滞納が徴収されればそれは純然たる収入として年度決算的なもので滞納が入ってくればもう収入として精算金の対象にならないというふうに受け止めていいんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 今回の補正に計上させていただいている部分につきましては平成18年度の精算金ということでございますので、1年遅れるような形になっております。したがって、当該年度未納の方の徴収についても引き続き行っているということで、過年度分収入として見た分については補助の対象経費となってくるという形でございます。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、5項保健体育費、それぞれについて説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 学校施設等整備資金積立金につきましては、これは積立金の運用利子でございます。額が確定しましたので、基金に積み立てるため予算計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 10款5項1目保健体育総務費の中で学校施設開放関係費ということで60万5千円補正させていただいておりますが、市内6つの小学校、3つの中学校の休日夜間の開放事業ということで、ちょっと今年度事業が増えたということで60万5千円の補正でございます。庶務関係費、積立金は総合運動公園整備事業基金積立金ということで運用利益というふうな形で80万7千円の基金を積み立てているということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、1項教育総務費、5項保健体育費について説明がありま

した。質疑ありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 10款1項の学校施設等整備資金積立金というのははっきりいって、全国でも珍しい、こういうこの学校施設整備積立金というのは、昭和50年、太宰府市は人口急増によってどんどんと住宅ができる、こういう状況の中で人口抑止政策を取りたいというこういう状況で20年近くやってきてですね、世帯数、これは12世帯以上だったですか、こういう状況で学校施設整備負担金を宅建業界、不動産業界、建設業界あらゆるところに当時の担当者が、町長をはじめ、担当課がお願いに行って作った経過がありますよね。その後給水制限が解除されてきたわけですが、今後人口急増のために高層化されてくる可能性もあるんですが、現在のところ基金は平成19年度2,161万3千円を取り崩して、今わずか2万2,751円しかないんですよ。これに6万4千円を足すという状況なんです、この積立基金条例は今後有効活用していくのか、もう無に等しいのかどうか、この辺は財政担当部ではどう考えられているのか、教育委員会としては人口急増、少子化という問題があって、東小学校や南小学校は児童数が少なくなってきた。逆に通古賀区画整理によって水城西小学校や国分小学校、学業院中学校は多くなってきた。区画整理によって、この12世帯以上、20メートル以下のマンションができた時にはこういう制度をお願いするのかどうか。この辺をお聞きしておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この学校施設等整備資金につきましては、先ほど武藤委員がおっしゃいましたように過去の経緯がございます。今既に小学校中学校何十年も経っておりまして、改修をしなくちゃいけない時期になっておりますが、一般財源の持ち出し等が非常に厳しい状況でございますので、本来であればこの基金をもっともっと積み立てていくべきであろうというふうには考えております。それで基金がこのような状況でございますので、この基金をあてにすることは今現在できませんが、学校施設の改修につきましては実施計画みたいなやつを組みまして計画的に改修していかなくちゃいけないというふうに考えております。それと、この基金、以前はマンションが建ったときに民間の業者からいただいておりましたけども、法律上違法性があるのではないかという議論も当時されておりました。これを継続できるのかどうかにつきましては法的な部分がクリアできるかどうかというのも含めまして考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、課長から説明があったんだけどね、この条例を作るときにはあなた方大変苦労いただいてね、全国でもよその自治体では裁判を起こされたりいろいろしたんだけど、太宰府市はこの条例を作って一回もはよ言えば事業者から訴えられたことがないんですよ。協力をしなかった方が何人かおりますけどね。それがずっと未納に上がってきた経過はありますが、今後もやはりこういう基金を廃止するわけにはいかないと思うんですが、業者にお問い合わせをするのかどうか、高層マンションが建った場合ですね、そこを私が聞いているわけで、

今基金は残高がないんだから、さっき言ったように学校施設整備基金というのは2万2,751円しかないわけでしょ、そしてここに6万4千円積み立てたって、今年2,161万3千円取り崩して使ってしまったんですけど、今後も事業者理解を求めるのかどうかという状況ですよ。だから今から都市計画によって市街化区域、北谷についても見直しをやってきた。それから西鉄都府楼前駅周辺だとか、いろんな形で隣の自治体では消防車も届かないようなね、それこそ20階建てのマンションが建ったりしたりして、太宰府市も将来のためにということで20メートル以上届く消防車、一度も使ったことはないけど消防法上では買わなきゃならないという状況も経過があるんですが、今後もマンションが建てられる時に、私いつも言うんですよ、何故水道料金が高いのかというと太宰府は枝が少ないと、一つのマンションに一世帯に一つの水道管を入れるよりも20世帯に入れた時にはものすごく水道料金が入ってくるから、だから人口抑制策を取ったために水道の加入率の使用料が少ないと。だからマンション建てたら、はっきり言って一軒の20倍になると、枝が少ないとって答弁を受けたことがあるんですけど、今後やはり20メートルまでの建てられる5階、6階建てになれば当然その部分はお願いをしていくのか、法的には争ってでも、今まで支払った人は何のために払ったのかという問題もあるけど、そこは今後の見通しとしてどうなのかと聞いておるんですよ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） おっしゃることは十分に理解できます。内部で十分に研究させていただきたいと思います。今後のことについて。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 総務部長、今担当課としてはね、こういう問題については幹部会、市長の考え方もあるだろうと思うけど、今までの経過の流れは皆さんご存知と思いますので、ちょっと内部検討具体的にして、やはりこの基金はずっと続けていくのかどうか、一世帯あたり30万円近くもらってきたわけですから、学生アパートの場合は免除するとかそういう部分はありましたけど、そこは三役含めて、部長会で検討いただけますか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この負担金を納入していただいていた時は開発指導要綱の中に学校負担金という形で一校あたりいくらということで負担していただいていたんですが、その要綱につきましてはもう数年前に廃止をいたしておりまして、今後マンション等の建築についてもやはり新たにそれを復活させるということは廃止した時点のことを考えればそれはできないのではないかとこのように考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それじゃあ、ここにある部分については基金として廃止をすべきじゃないですか、いつまあでもここに基金としてあげてた2万2,751円に6万4千円の積立をするというのも、それならばこの基金制度がなければね。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 指導要綱におけます負担金についてはもう取らないということ、廃止しておりますけれども、学校施設等の整備資金としては基金で積み立てておいてもいいのではないかと、今後一般財源から積み立てながらそういう学校施設の整備をする時にはその基金を取り崩して利用していいのではないかとということで、今のところは残しております。非常に分かりにくいということになればやはり基金条例の廃止という形になりますので、その分については課長が今言いましたように内部で十分検討したいというふうに考えております。

（武藤委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

12款公債費、1項公債費について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは財源の更正でございます。先ほど申しました佐野土地区画整理の基金を充てますことによりまして、一般財源が同じ1億5千万円減るという財源調整でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） では歳出全般について質疑ございますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 総合運動公園整備事業基金積立金ですけど、現在の基金残高と将来的に、遠い将来なのかも知れませんが、総合運動公園、見通しはどのようなものなのかお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） まず第一点目の基金残高でございますが、現在平成19年度で6,500万、切り上げて6,600万円ということでございます。そして総合運動公園の具体的な将来計画ということでございますが、相当の事業費を要するというところでいろんな問題もクリアしなければいけないということからスポーツ振興審議会のご提言では建設をする方向でご答申はいただいておりますが、重要な課題でございますので、慎重に検討した結果で今後の方向性を出したいと現在のところは考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） では歳入の方に入ります。

8ページ、9ページをお開けください。

1款市税、8項歴史と文化の環境税について説明の方をお願いします。

税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 1款、8項、1目の歴史と文化の環境税、現年課税分でございますが、820万円を補正させていただいております。この補正につきましては観光客の来訪増によるものでございます。平成18年には692万人くらいの来訪者があってまして、平成19年は約730万人

と言われております。そういったことで来訪者の増によります増額ということでございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） では次に進みます。

10、11ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、利子及び配当金について担当所管の方から説明をお願いいたします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基金もろもろございますが、基本的には平成19年度の当初予算では0.1%の利率で見込んでおりましたが、今現在普通預金が0.2から0.25%になっております。この利子のアップの分も含まして、それと、短期の国債とか定期預金等の運用によりまして、それぞれの基金の利子が増えておりますので、その数字をそれぞれ計上しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 17款の寄附金、1項寄附金についても説明をお願いいたします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは市内に6箇所自動販売機を設置いたしておまして、そのうちの収益の約2割を市の方に寄附という形でいただいております。当初予算はゼロという形でしてましたけども、実績が約90万円出ましたので、90万円の寄附ということで補正に上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 利子及び配当金について、所管の分は財政調整資金利子、まほろばの里づくり事業基金利子、学校施設等整備基金積立金利子、公共施設整備基金積立金利子、総合運動公園整備事業基金利子、歴史と文化の環境税事業基金利子でございます。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） では続きまして4ページをお開けください。

第2表、繰越明許費補正について、10款教育費の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この繰越明許費につきましては、水城小学校の管理棟の校舎の耐震工事の設計監理委託料と水城西小学校給食室の増築工事の設計監理委託料でございます。工事期間の都合上、繰越明許をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） では第2表、債務負担行為補正について、人事給与システム賃借料について説明をお願いします。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） それでは人事給与システム賃借料として平成20年度から5年間、平成24年度まで2,711万円を計上させていただいております。この人事給与システムについては現在のシステムを5年間運用してきておりますが、継続してあと5年間この給与システムでいきたいということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成20年から平成24年ということは今5年と言ったけど・・

（「20、21、22、23、24の5年や」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 5か、20年度から入るか、この人事給与システムというのは、さっきも15分の問題もあったけど、今のシステムというのはもう同じ業者が、そのままどうい入札経緯でやるのかどうか、平成20年度は今からするわけだけど、債務負担行為というのは5年間に渡って2,711万円を借賃としてやるわけだけど、このシステムの債務負担行為の方法はどういうふうに考えているのか、今ある会社にそのまま5年分として大体600万円近くを年間の契約として考えているのかどうか、その辺説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、今後5年間でございますので、新しいシステムに切り替えることも検討はいたしております。他のシステムも見るのは見ましたが、この給与システムというのは、非常に公務員の給与の場合は人事院勧告というのがありまして、後出しでシステムが変わってくる可能性もあるもので、少なくとも現在運用しているシステムが10年以上にもなっておりますので、その辺の信頼性から今回までは現在のシステムで選定したいということで考えております。後この5年間に今現在市役所の中で動いております違うITのシステム等の開発といたしますか、それが追いついてくればその辺との競争という形で次回にはその辺の中身の一からの検討をしたいということで考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第28号の当委員会所管分に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第28号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名 反対0名 午後2時04分)

休憩 午後2時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
について」

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
について」を議題とします。

この議案につきましては昨年9月議会で提案がなされて以降、継続審査となっていた案件で  
す。

本案について、各委員の皆さんは会派等でも調査・協議を行われたことと思います。

委員の皆さんから改めてご意見を伺いたいと思います。

ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○委員長（清水章一委員） 発言がないようであれば、これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 9月議会から太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正  
する内容について議会運営委員会や各会派で大変な論議をしてきたところであります。内容に  
ついては議会で論議をしてきましたので市民の方はあまりよく分からないと思うんです。私ど  
もこの政務調査費については責任を持って今日まで支出を申請してきたところです。不正な支  
出は他の自治体で見られるようなことは一切なかったとここで表明をしておきたいと思うとこ  
ろであります。福岡市では年度末に切手を何十枚も買ったという話もありますが、福岡市や県  
議会の政務調査費と違って私どもが使っている政務調査費については本当に市民の立場に立っ  
て調査をし、市民の役に立つための政務調査費として考えておりました。こういう状況の中で  
財政が厳しいという形で様々な形で論議もされ、批判もされる文書も出ておりますし、一個人  
としての報告書も出されておりますが、私はこの問題につきましては太宰府市議会として政務  
調査費の支出については現状のままでいいんじゃないかという態度表明をしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私は提案者といたしまして、この議案に対して賛成の立場から討論をいたしますけれども、これは今までの審議の中でも繰り返し申し述べてきましたし、また今回新たに三役の方も報酬の減額を表明され、4月から職員の方も地域手当が減るということ、また、国民健康保険につきましても、市民の多くにその負担が更にかかってくるという非常に厳しい現状、これは一般会計から先ほど説明がありましたように、繰り入れが少ないという非常に財政が厳しいためにこういった税率になるんだというふうな内容説明がありましたけれども、こういった現状を踏まえまして、やはり議会の中でもまずできることは何か、すぐにできることは何か、それを考えることが一つ、そして長期的にとらえて議員全体が一丸になって取り組んでいくことは何か、この両刀で私は進めていくべきではないかというふうに思いましてこの議案に対して賛成の立場から討論いたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。まず政務調査費における現在の状況を見ますと、支給は個人ではなく会派に対して行われ、支出に関してはすべての領収書の提出が義務付けられ、また内容も公開されています。さらに会派により若干の違いはあるものの、概ね支給額の半分程度を消化しており、残りは全額市に返しているのが現状です。本案では毎月5千円を減額するというのですが、すでに半分以上を市に返還している中、財政の寄与という点で全く実効性がありません。今渡邊委員がおっしゃったことも、すぐにできることと言いますが、実効性はありません。市の財政に対する貢献という点では市議会において、この政務調査費はもちろん、議員定数の削減を含め、早急に調査検討していくよう協議を続けております。議会では行政のチェック機能が大きな役割の一つですが、近年では地方議会においても執行部の提案を承認ないし追認するだけではなく、自ら政策立案を積極的に行っていくべきだとの声が多く多くの市民から寄せられています。言うまでもなく政務調査費は我々議員がその知見を広め、情報を収集し、以って資質の向上と政策立案能力の強化を図る原資となるものです。道州制や合併の問題、消防、ごみ処理等の広域行政、福祉、教育の先進地の調査研究等、議員、議会は多くの課題を抱えています。私が直接、間接にいただいた市民の皆様の声のほとんどは国会議員、県会議員、あるいは政令市の議員と比べて一桁以上少ないのは知らなかった、予算は少ないがもっと勉強してそれを市政に生かせというものでした。

以上のような理由から本案には反対します。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 私も反対の立場から討論いたします。提出者のある議員によると本市が財政危機に陥っているから今すぐできることは政務調査費の減額ではないか、全体予算からすれば少額な金額であるが、議会として取り組む姿勢を示したいと言ったり、そして又市長、副

市長、教育長が減額しているから等とはとんでもない、もってもほかである。そもそもこの政務調査費というのは国会で地方自治法の一部改正で平成12年4月1日に施行された法律であり、ご存知のように、この政務調査費の目的、性格は議員の調査研究に資するための必要な経費であるということで太宰府市でも平成13年3月に規則が制定され、その使途、基準も決められています。非常に重要な市民の税金、血税であります。私はこういった行財政の危機に陥っている大変な時期だからこそ政務調査費を使って調査研究し、なぜこうなったのか、今の本市の状況をしっかり勉強し、他の市の先進地等を視察研修して本市の将来、未来に渡って監視、監督、指導、発議等を行い、本市のよりよい方向に導いていくのが議員の役割、仕事ではないでしょうか、本議案の政務調査費、一人当たり5千円減額し、これは年間一人6万円、人口でいけば一人当たり約1円ですが、市民の声は税金を戻すよりも、しっかり市政を調査研究して勉強してもらい議員の資質を高めるとともにこの5千円が5千万円、5億円となって太宰府市のために頑張ってもらうのが議員の役目ではないでしょうか。目鼻先のことだけを考え、市民受けするような議案は反対いたします。なお、この発議を継続審査することにより、多数のいろいろな市民の皆さんの意見をお聞きすることができました。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

少数挙手です。

したがって、発議第3号は否決すべきものと決定しました。

（否決 賛成2名 反対4名 午後2時24分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでおはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会します。

午後2時24分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年5月14日

総務文教常任委員会 委員長 清水章一